

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

葉山町火災予防条例（昭和37年葉山町条例第8号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年9月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

消防法令に違反がある防火対象物について、その違反内容を公表する制度を開始するにあたり必要な事項を定めるため、提案するものがあります。

葉山町条例第 号

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

葉山町火災予防条例（昭和 37 年葉山町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。
第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令の規定又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防法令に違反がある防火対象物について、その違反内容を公表することができることとした。

2 内 容

- (1) 防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合に、その旨を公表することができることとした。
- (2) (1) の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者に対しその旨を通知することとした。
- (3) 公表の手続は、規則で定めることとした。

3 施行期日等

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとした。

葉山町火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号</p> <p>目次 第1章～第5章の2 (略) 第6章 雑則(第43条～第49条) 第7章 罰則(第50条・第51条) 附則 <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> 第48条 <u>消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令の規定又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> 2 <u>消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> 3 <u>第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u> 第49条～第51条(略)</p>	<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号</p> <p>目次 第1章～第5章の2 (略) 第6章 雑則(第43条～第48条) 第7章 罰則(第49条・第50条) 附則 第48条～第50条 (略)</p>